

大阪市告示第322号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年3月7日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府中央区大手前三丁目1番69号	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで

（財政局税務部課税課）